

総務建設常任委員会協議会会議録	
1 開会日	平成22年2月4日 午前 9時30分 開会 午前11時34分 閉会
2 場 所	議員控室
3 出席委員	柴崎茂委員長 高橋英俊副委員長 山口陽一委員 清水弘子委員 三澤龍夫委員 百瀬恵美子委員 坂田よう子委員 山田喜一議長
4 傍聴議員	鈴木京子議員 奥津勝子議員 浅輪いつ子議員 竹内恵美子議員 渡辺順子議員
5 説明員	町長 三好正則 副町長 吉川重雄 矢野都市計画課長 青木技幹 竹内副技幹 豊田主査 今井主査 渡辺主任技師 二挺木建設課長 笹山技幹 作古主査 島村環境経済課長 飯田主幹 岩本財政課長
6 職務のため出席した職員	局長 穂坂 優 書記 岩田隆吉
7 協議等の事項	(1) 大磯運動公園施設改修について (2) JR大磯駅前「旧山口勝蔵邸(ヴァントマリーノ)」について (3) プレミアム商品券の発行について (4) その他
8 その他	

(1) 大磯運動公園施設改修について

平成21年12月定例会の一般会計補正予算のうち執行が凍結されている大磯運動公園整備事業の設計委託料（野球場防球ネット等の改修）について資料に基づき説明があった。

◎主な質疑

問. 2月広報に掲載されたこの件とプレミアム商品券の記事ときょうの協議会を開催した町の考え方は。

答. 野球場について検討している内容と議会の中でも検討をしていただいております、どうあるべきかをオープンにしていこうということです。

問. いま口頭で説明された内容を資料として文書で提出を。

答. 提出する。

問. 整備には何千万円もかかる可能性がある。もっと安くできる方法がないのか。また事業費の計上にあたって十分な調査をされたのか。

答. ネットの安全性は、設計の中でパターンを分けて検証をしていきたい。

問. 野球場防球ネット等の改修に対する町の意気込みは。

答. 利用者の安全性の向上等を図り利用者数を増やしていきたい。

(2) JR大磯駅前「旧山口勝蔵邸（ヴァントマリーノ）」について

旧山口勝蔵邸は明治末期に建てられた建物で、景観計画を進めていくうえで駅前にある重要な歴史的な建造物である。平成20年10月に民事再生手続が開始され、現在、裁判所で競売手続が進められている。

町では、以前に買取・保全の陳情が議会で趣旨採択されたことなどを踏まえ、現在、買い取りも視野に入れながら検討をしている。

資料の「ベントマリーノ」を「ヴァントマリーノ」に訂正した。

◎主な質疑

問. 町が買い取る場合の優先順位はあるのか。

答. 競売手続に参画はできるが町の執行手続が競売のスケジュールにあわないため現実的には参画できない。競売の取り下げ又は競売の延期をして民間で売買を行う方法があり、いま所有者・債権者と話をしている。

問. いつまでに民間売買ができるような手続を取らなければいけないのか。

答. 競売が2者から別々に申し立てられており、競売は当初の2月から4月になるのではないかと話になっている。また文化財的な保有が有効と考えており町が所有することについて土地開発公社の活用などを含め検討をしていきたい。平成17年の時には概ね2億1千万の価格を提示したが、今回は前回よりは若干下がるのではないかと考えている。

問. 競売の落札者に町への再度の売却の依頼を考えているのか。所有者から町への売却の話は。またまちづくり交付金の活用はできるのか。所

有者へ協力要請をしている内容は。

答. 割高な物を買うことになってしまう。所有者から町への売却の話はなかった。まちづくり交付金は延長される。延長の中で活用を考えていきたい。所有者とは昨年末より交渉を行っているが、賃借権の取扱いが大きな問題となっており弁護士と詰めている。

(3) プレミアム商品券の発行について

平成21年12月定例会の一般会計補正予算のうち執行が凍結されているプレミアム商品券の発行について資料に基づき説明があった。

資料の「500円×20枚」を「500円×24枚」に訂正した。

◎主な質疑

問. 前回の商品券発行の際、町内の中小商店にどのぐらい還元されたのか。また低所得者や一人暮らしの人への配慮（優先）は。

答. スーパー等の大型店舗の使用が67%、33%が町内の商店。一般の町民の方には子ども手当や敬老祝金などがなく、この方たちのための生活支援ということで考えている。

問. 販売数が5,000冊に満たないときの対応は。

答. 可能性は低いと考えるが、余った場合は再募集を考えている。

問. 前はプレミアム分を商工会も負担したが、今回は。また他市町の商品券発行の状況は。

答. 今回は国からの地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用するので商工会のプレミアム分の負担はない。横須賀市と葉山町で行っている。

問. プレミアム商品券の発行が出来なかった場合、地域活性化・経済危機対策臨時交付金はどうなるのか。

答. この分の地域活性化・経済危機対策臨時交付金はこの交付金を活用した他の事業に振り分けられる。

(4) その他

ア 反訴の取りやめについて

現在係争中の裁判の中で、原告の請求のまま裁判を続けても、双方の意図する判決結果を求めることができないと裁判所から意見があった。このため、町は、この裁判の中で道路と民地の境を明確にするため反訴を考えたが、1月26日の弁論準備で原告から請求の趣旨を変更する旨の陳述があり、町の意図する内容となったため、反訴をする必要がなくなったとの報告があった。

◎主な質疑

問. 原告からどうしてそのような請求の変更が出てきたのか。

答. 裁判所から再三所有権の範囲の確定の判決が出るようなものにするようにという意見があった。

問. まず公図を確定して、それから現況をどうするかというのが筋だと思

うが。

答. 公図も一つの参考資料となる。しかしこの箇所については昭和 20 年代に地元の方たちが水が流れやすいように水路の位置を変え現在の道路線形があると聞いている。公図の線を決めるだけの裁判ではお互いの所有権の範囲が確定しないので、裁判所の意見を聞いて今回の請求の変更になった。

問. 固定資産税は公図に基づいて課税をされるのか。

答. 登記簿の面積を基本に課税をしている。

イ 町営住宅（月京）について

資料に基づき町営月京住宅の計画配置及び敷地・建築物概要等の説明があり、工事完成は平成 24 年 3 月、入居は平成 24 年 6 月の予定。

資料の「最低住戸」を「最小住戸」に訂正した。

◎主な質疑等

問. 設計の変更は可能か。北棟 9 戸の理由は。

答. 若干の修正はあると思うが基本的な配置等は報告したとおり。建築基準法の日影規制で 2 階が 4 戸となるため。

問. 町営住宅の空きの 4 戸は。外観図は設計にあっているか。

答. 空きの 4 戸は今後取り壊しの予定。基本的にはあっている。

問. 陸屋根は雨水が滞留するが。また西側の私道は始点から終点まで 4 m 確保できるのか。

答. 10m の高さの制限があり、南棟は 3 階建てで高さが約 9.5m となる。勾配屋根については 50 cm の余裕高さ、工事費及び維持管理費を比較して検討していきたい。西側の私道の直線部分は 4 m を考えている。

意. 戸数分の駐車場を考えるべきである。